

1・1 海運税制

1・1・1 重点要望事項（国際船舶に係る登録免許税の特例措置）

当協会は「令和 4 年度税制改正」に向け、会員へのアンケート結果等を踏まえ要望事項を検討の上、2022 年 3 月末をもって期限が到来する「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」（登免税特例）の拡充・延長を要望した。

また、当協会は例年同様、財務省主税局との厳しい折衝に臨む国土交通省海事局を支えるべく、データ収集/提供を行うとともに、池田会長が中心となって国会議員への陳情活動等を実施した。

国交省が財務省と折衝を重ねていく中で、今回は拡充要望を取り下げ、現行制度の延長を確保する流れとなり、最終的には 2021 年 12 月に閣議決定された「令和 4 年度税制改正大綱」において、同特例措置の 2 年延長が認められた。

概要は以下の通り。

(1) 令和 4 年度税制改正要望

① 要望内容の決定

当協会の税制改正要望は、例年 3 月頃に実施する会員全社へのアンケート結果を踏まえ、財務幹事会が中心となり取りまとめ、政策委員会の審議を経て、9 月の定例理事会で決定、その後、海事局を通じて自民党・国交部会に提出するとともに、経団連、国際課税連絡協議会に送付している。

このうち期限切れを迎える外航の海運税制については、海事局にも相談の上、要望内容を決めており、「重点要望事項」として、当協会が主体的に要望活動を行っている。

また、内航の海運税制については、「海運関係事項」として盛り込み、日本内航海運組合総連合会（内航総連）の要望活動を側面から支援している。さらに、会員から寄せられた「国際課税」、「企業税制」の要望については、経団連の提言や国際課税連絡協議会の要望にも盛り込んでもらうよう働きかけている。

令和 4 年度税制改正要望においては、登免税特例が 2021 年度末で 2 年間の期限を迎えることから、海事局と相談の上、同特例の延長に加え、2021 年 5 月成立のいわゆる海事産業強化法（同法については、『船協海運年報 2020』「1・1 海運税制」参照）に基づく「特定船舶」について拡充を求めることとした。一方で、令和 4 年度末で期限を迎えるトン数標準税制については、期限到来前の令和 4 年度税制改正での要望も視野に、当協会は海事局と検討を重ねてきたが、要望取りまとめには更なる時間を要する等の事由から、要望見送りとなった。

当協会は、2021 年 9 月 22 日の定例理事会において、登免税特例の拡充・延長要望を重点要望事項とした「令和 4 年度税制改正要望」（【資料 1-1-1-1】）を正式決定し、関係方面に提出した。

なお、2021 年度末に期限を迎える内航関連の制度はなく、一方で例年、当協会要望に盛り込んできた「内航船の燃料油に係る石油石炭税の特例措置の創設」については、昨今の環境問題への注目度向上等を受け、内航総連が要望を取り下げたことから、当協会要望からも

外すこととなった。

(2) 国交省による税制改正要望

国交省海事局は、例年通り当協会要望も踏まえつつ、2021年8月26日付で「令和4年度税制改正要望」(【資料 1-1-1-2】)を財務省へ提出した。

その後、登免税特例の対象を「特定船舶」に絞るよう求める財務省と、現行制度の延長及び「特定船舶」に係る拡充を求める国交省との折衝は平行線を辿ったが、11月に入り、国交省は現行制度の延長を死守すべく、当協会の了解も得つつ、要望を現行制度延長のみに絞ることとした。

1) 当協会の活動

① 与野党ヒアリング等への対応

税制改正に向けて、与野党で業界団体の税制改正要望を聴取するヒアリングが開催され、当協会は以下の会合に出席、重点要望事項について制度の必要性を訴えた。

11月25日：自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」

(友田副会長、森重理事長出席)

11月29日：会派(※)・国民民主党「税制改正ヒアリング」

※立憲民主党、社民党、無所属議員等により構成(友田副会長出席)

※公明党「政策要望懇談会」は開催見送りとなり、事務局より同党へ要望書(陳情資料)を送付。

○ 5月25日：「海運・造船対策特別委員会、海事立国推進議員連盟」合同会議
(中島副会長出席)

○ 8月25日：「海運・造船対策特別委員会、海事立国推進議員連盟」合同会議
(友田副会長出席)

また、自民党は上述のヒアリングに先駆け、「海運・造船対策特別委員会(委員長：村上誠一郎衆議院議員)」および「海事立国推進議連(会長：衛藤征士郎衆議院議員)」の合同会議を8月25日に開催した。同会議には、当協会から友田副会長が出席し、「登免税特例を含む、海運税制の確保充実による日本商船隊の国際競争力強化」など、わが国外航海運の持続的成長に向けた諸課題対応に係る支援を要望した。

② 国会議員への陳情活動等

当協会は、例年9月から国会議員への陳情活動等を展開しているが、池田会長が中心となり国会議員への陳情活動等を展開した他、国交省海事局による財務省や総務省との折衝を支援すべく、財務幹事会を中心にデータ作成等を行い、海事局を後方支援した。

2) 税制改正の結果

① 概要

2021年12月2日の自民党税制調査会(会長:宮沢洋一参議院議員)小委員会において行われた所謂「〇×(マルバツ)審議」において、登免税特例の延長については「△(検討し後日報告する)」との結論を得た。「△」とは、「関係省庁間で要件等の詳細を詰め、与党税制改正大綱に改正内容が記載される」ことを含意している。

その後、自民党税制調査会小委員会における取りまとめを経て、12月10日に「令和4年度税制改正大綱」(与党大綱)が公表された。

なお、登免税特例の延長に加え、港湾局が要望したカーボンニュートラルポート(※第5章5・3参照)関連税制の創設(低炭素化荷役機械等に係る固定資産税について課税標準を最初の3年間価格の2/3とする特例措置)、国際課税制度の見直し(OECD デジタル課税ルール※第1章1・3参照)に関し多国間条約策定・批准や国内法の改正・国際合意に則った法整備を行うことも記載された。

<令和4年度税制改正大綱(以下 URL 先リンク)>

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

【国際船舶に係る登録免許税の特例措置】(大綱 36 頁より抜粋、【資料 1-1-1-3】)

(17) 特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

1・1・2 海事産業強化法施行(令和3年度税制改正関連)

令和3年度税制改正要望に関連して、2021年5月14日に成立した海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(海事産業強化法)が同年8月20日に施行され、海運事業者が認定事業基盤強化計画に基づき生産性向上等に取り組む造船所において建造され、安全・環境性能等の一定の性能を有した高品質な船舶である「特定船舶」を導入する計画を国土交通大臣が認定する制度(特定船舶導入計画認定制度)が創設された(同法成立までの経緯等詳細は『船協海運年報 2020』「1・1 海運税制」参照)。

国土交通省海事局は、同法施行に併せて制度概要および申請書類様式等の情報を整理してホームページ上(https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html)で公開している。当協会は、官報に掲載された同制度に関する規則および上述ウェブ サイトリンクを8月31日付で会員各社に周知した。

2022年6月時点で、造船所15社(関連会社複数社によるグループでの申請も含む)の事業基盤強化計画が認定され、特定船舶として外航船3件(3隻)、内航船2件(3隻)が認定されている。

以上